## ①日中一時支援事業の概要

在宅の障がい者(児)に対し、日中における活動の場を確保し、障がい者(児)の家族の就労支援及び障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのものです。

具体的な内容は、施設等において日中、障がい者(児)に活動の場を提供し、手芸、 工作その他の創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練及び見守り 等を行うものです。

利用には、前もって申請が必要です。

★対 象 者★ 市内に住所を有する障がい者(児)

★利用者負担額★ 費用の1割相当額

\*ただし、申請により市民税非課税世帯の方・生活保護世帯の方は、利用料が全額免除になります。

/51cs (45/10/47/5 工品の) bin(での 5 Cs 5 8			
区分	А	В	С
事業提供時間	利用負担額(1割)/1日につき		
2時間以下	360円	140円	80円
2時間を超え4時間以下	720円	287円	160円
4時間を超え6時間以下	1,080円	479円	240円
6時間を超え8時間以下	1,440円	623円	320円
8時間を超えるとき	1,620円	700円	400円
入浴の提供を受けたとき	40円加算		
送迎の提供を受けたとき(片道)	54円加算		

## ★区分について★

A:人工呼吸器による呼吸管理, 喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為を受けることが必要不可欠である障がい者(児)

B: 身体障害者手帳,療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者(児)又は<u>厚生労働省告示に基づく児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに規定する個別サポート加算(I)に該当する障がい児(※)</u>であって,Aに該当しないもの

(※) 療育のサービスの利用がない又はご不明な場合はお尋ねください。

C:A及びBに該当しないもの

## ★申請に必要なもの★

- ① 総社市障がい者(児)日中一時支援事業利用申請書
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または診断書もしくは医師の意見書のいずれか
- ③ 就労証明書(同居の支援者が就労しており、11日以上の支給を希望する場合)
- ※支給決定期間は毎年7月1日~翌年6月30日です。その都度, 更新手続きが 必要となります。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症などの対策について

新型コロナウイルス感染症に関して、各施設でアルコール消毒やマスクの着用など 感染対策を行っております。

新型コロナウイルス感染症などの感染の広がりにより,施設の閉鎖等の措置が取られることがあります。

く問い合わせ先>

総社市役所 福祉課 障がい福祉係

総社市中央1-1-1

TEL: (0866) 92-8269 FAX: (0866) 92-8385